



牛島 慶一

気候変動・サステナビリティ・  
サービス(CCaSS)  
ジャパンエリア CCaSS リーダー

Tel: 03 3503 2810  
EFax: 03 3503 2815  
mail: Keiichi.Ushijima@jp.ey.com



名越 正貴

気候変動・サステナビリティ・  
サービス(CCaSS)  
シニアマネージャー

Tel: 03 3503 2810  
Fax: 03 3503 2815  
Email: Masataka.Nagoshi@jp.ey.com



大内 美枝子

気候変動・サステナビリティ・  
サービス(CCaSS)  
マネージャー

Tel: 03 3503 2810  
Fax: 03 3503 2815  
Email: Mieko.Ouchi@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

#### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.comをご覧ください。

#### EY Japanについて

EY Japanは、EYの日本におけるメンバーファームの総称です。EY新日本有限責任監査法人、EY税理士法人、EYトランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社、EYアドバイザリー・アンド・コンサルティング株式会社などから構成されています。なお、各メンバーファームは法的に独立した法人です。詳しくはwww.eyjapan.jpをご覧ください。

© 2021 Ernst & Young ShinNihon LLC.  
All Rights Reserved.

不許複製・禁転載  
本書には機密情報が含まれます。また、本書に関する一切の権利はEY新日本有限責任監査法人に帰属します。当法人の書面による承諾がない限り、第三者への開示を禁じます。

## 現代奴隷法 対応支援サービス

EY Japan  
気候変動・サステナビリティサービス  
(CCaSS)

# 現代奴隷法とは

## 現代奴隷の現状

### 奴隷状態を強いられる2,490万人の労働者<sup>1</sup>

世界奴隷指数(GSI)によると、全世界で2,490万人が現代奴隷の代表類型である強制労働状態に置かれています。

### 先進国・途上国を問わず世界的な課題

移民労働者は、現代奴隷の被害を受けやすい労働者の代表例です。求職者に職を仲介・斡旋する過程で多額の手数料が求職者に課せられた状態の債務労働(強制労働)は、現代奴隷の一形態です。日本には、アジア諸国出身の数十万人の移民労働者の方が働いており、世界奴隷指数の奴隷労働発生国には、日本も含まれます。

### G20諸国年間輸入量のうちの3,540億米ドル相当は現代奴隷リスクと関係<sup>1</sup>

G20諸国(先進国に新興国を加えた主要20か国)全体の年間輸入量のうち、3,540億米ドル相当の産品が現代奴隷リスクと関係していると推計されています。

Source:  
<sup>1</sup>1: The Global Slavery Index  
[www.globallslaveryindex.org/](http://www.globallslaveryindex.org/)

## 現代奴隷法に関する情報

**英国現代奴隷法**  
*Transparency in Supply Chains etc. A practical guide*  
[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/649906/Transparency\\_in\\_Supply\\_Chains\\_A\\_Practical\\_Guide\\_2017.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/649906/Transparency_in_Supply_Chains_A_Practical_Guide_2017.pdf)

**オーストラリア現代奴隷法**  
*Commonwealth Modern Slavery Act 2018*  
<https://www.homeaffairs.gov.au/criminal-justice/files/modern-slavery-reporting-entities.pdf>

## 英国 現代奴隷法とその背景

「現代奴隷(Modern Slavery)」とは、人々が奴隷状態または隷属状態を強要されるといった拘束労働、強制労働、人身取引等のことを指します。典型的な例として、低所得地域からの出稼ぎ労働者に対して採用の見返りに多額の採用斡旋手数料を課したり、基本的な自由が認められないといった労働環境が挙げられます。国際労働機関(ILO)は、こうした搾取的な労働の被害者が世界で約2,500万人に上り、G20諸国(先進国に新興国を加えた主要20か国)全体の年間輸入量のうち、3,540億米ドル相当の産品が現代奴隷リスクと関係していると算出しています

英国現代奴隷法(Modern Slavery Act 2015)では、英国においてビジネス活動を行う営利団体・企業のうち、年間の売上高が一定規模を超えるものに対して、自社の事業活動とサプライチェーンで起こる奴隷労働と人身取引についての年次ステートメント(Slavery and Human Trafficking Statement)を公開する義務を課しています。

この義務は2015年10月29日に施行され、2016年3月31日以降に終了する会計年度から適用されています。

同法は、設立された国にかかわらず、英国において商品もしくはサービスを提供するなどの営利活動を行い、(所在地を問わず子会社も含めた)年間の売上高が3,600万ポンド(日本円でおよそ60億円)を超える全ての団体、組織に対し、毎会計年度ごとに奴隷労働と人身取引についての年次ステートメントの作成を義務付けています。

グループ企業の場合は、グループとしての年次ステートメントに含めるグループ会社の範囲や、独立した年次ステートメントを公開すべきグループ会社について検討する必要があります。

## 企業に求められる対応

年次ステートメントは、ウェブサイトなどで情報公開し、社会に対し説明責任を果たすことが求められています。また、取締役会またはそれに準じる経営レベルの役員会等の承認及び役員(またはそれに準ずるもの)による署名が必要となります。

現代奴隷法では年次ステートメントのレイアウトやその構成についての規程はありませんが、自社の事業活動とサプライチェーンにおいて、奴隷労働と人身取引がないことを担保するために実施したすべての取組み(または、いかなる取組みも実施していない旨の声明)を公表しなければなりません。年次ステートメントに含み得る内容の項目は例示されているため、これらの項目に照らして年次ステートメントのランキングを始めたNGOもあります。

## 義務に応じなかった場合

現代奴隷法の対象企業が年次ステートメントを公開しなかった場合、内務大臣の要請に基づき英国裁判所が「強制執行命令(injunction)」を出すことができます。「強制執行命令」に違反した場合、上限無制限の罰金が科せられる可能性があります。また、義務に応じない企業は市民社会からも非難されるといったレピュテーションリスクが生じることも予想されます。

## オーストラリア版現代奴隷法

2015年に「UK Modern Slavery Act(現代奴隷法)2015」を採択した英国に引き続き、2018年に、オーストラリアでも現代奴隷法(Modern Slavery Act)が成立し、施行されています。英国及びオーストラリアの両奴隷法は、対象課題や開示項目の点でほぼ共通していますが、英国法では、開示項目は、例示項目とされている一方で、オーストラリア法では、法定開示項目とされています。また、英国法では、年次ステートメントは、自社のウェブページ等を通じた開示が求められていますが、オーストラリア法では、年次ステートメントのオーストラリア政府当局への提出・登録が求められています。

英国 現代奴隷法への対応支援サービスのご案内

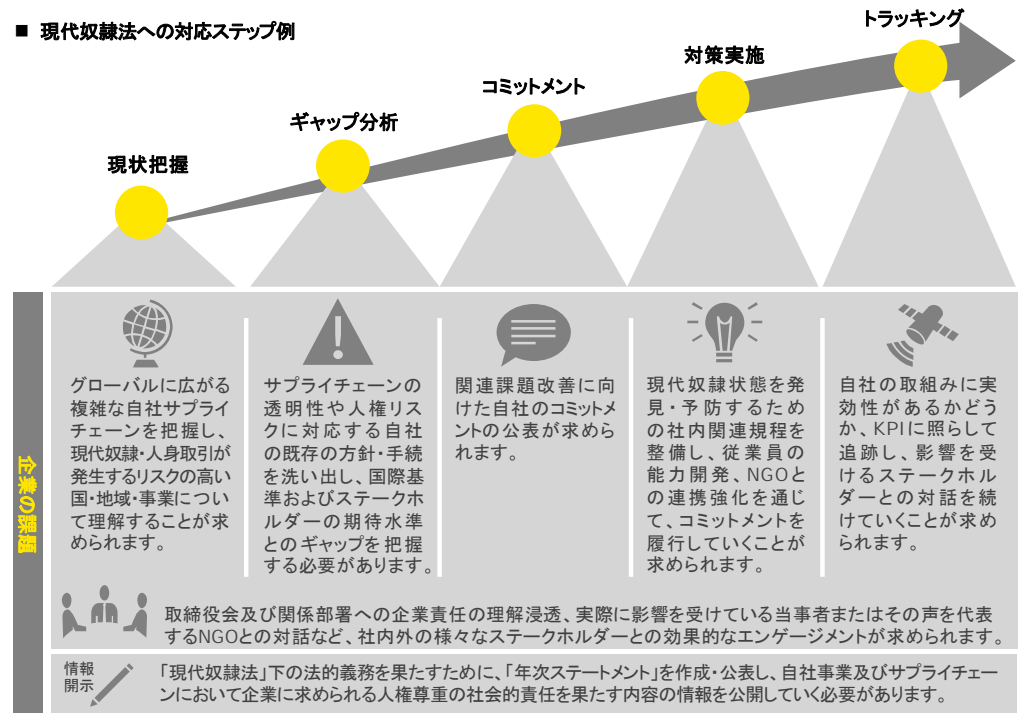
# EYの支援サービス

## EYができること

現代奴隷法の目的は、企業に、透明性をさらに高め、サプライチェーン上の課題を改善するために自社の影響力を行使することを促すことによって現代奴隷の問題に対処することにあります。昨今、こうした、自社事業に關係するステークホルダーの強制労働といった人権・社会課題を特定し、企業の対応を奨励或いは義務化する規制が増えてきています。また、同法への対応を、奴隷労働と人身取引を含む労働・人権分野全般の「人権リスク」対応の一環として位置づけ、「国連ビジネスと人権に関する指導原則(以後、指導原則)」に準拠し、より包括的な人権デューデリジェンスの実施を進める企業もあります。

EY Japanは、現代奴隷法に対応した年次ステートメントの作成支援はもちろん、奴隷労働と人身取引に関するデューデリジェンスなどの実務対応に関して、グローバルな視点を踏まえた支援を提供します。また、指導原則等「ビジネスと人権」に関するグローバルなスタンダード形成に直接関与してきた専門家が、「人権デューデリジェンス」を含むより包括的な人権リスクへの対応も支援することができます。

## ■ 現代奴隷法への対応ステップ例



事業特性や地域、前例等を分析して奴隷労働・人身取引の発生リスクを洗い出します。	洗い出されたリスクから、さらに高リスク領域を特定するとともに、国連の指導原則を踏まえた現状のリスクマネジメントについてのギャップ分析を実施します。	リスクマネジメントの現状分析に基づき、改善に向けて企業が表明しうる現実的かつ実務的なコミットメントについて助言いたします。	人権デューデリジェンスで得られた所見を企業に浸透させ、持続可能な改善を図るためのプロセスづくりを支援します。	デューデリジェンスに関するグローバルな知見と経験をベースに、KPIの追跡やステークホルダー・エンゲージメントをサポートします。
---	---	---	--	---

社内関係者の人権責任に関する理解を促進するため、理論と実践的な事例を組み合わせ、人権問題と日々の業務の関係を分かりやすく説明するトレーニングやセミナーを提供します。また、国際基準に適合した、建設的かつ双方のステークホルダー・ダイアログを企画し、専門家がファシリテーションを行います。

開示:「ビジネスと人権」に関するグローバルなスタンダード形成に直接関与してきた専門家が、「現代奴隷法」制定の主旨を踏まえ、年次ステートメントの作成を支援します。

英国 現代奴隷法への対応支援サービスのご案内